

3 基本目標Ⅲ 男女がともに安心して暮らせる環境づくり

【施策1 男女がともに子育てや介護ができる環境づくり】

仕事と子育てや介護を両立させるためには、男女の固定的性別役割分担意識に捉われず、男女が協力してともに担う意識が必要となります。

このため、男性の子育て参加意識の喚起や介護に関する理解を深める取り組みなど、特に男性の意識が変わるきっかけづくりに努めるとともに、子育てや介護に関する情報、育児・介護休業法など各種制度について広く周知を行うことで、社会的気運の醸成に努めます。

また、多様なライフスタイルに対応する子育て施策や介護施策については、保健福祉部所管の石狩市子ども・子育て支援事業計画、石狩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画で推進していくこととします。

➤施策の方向

- (1) 男女がともに担う子育ての意識づくり
- (2) 男女がともに担う介護の意識づくり

＜実施施策事業＞

施策の方向(1)		男女がともに担う子育ての意識づくり	
所管部局		広聴・市民生活課、子育て支援課	
関連計画		子ども・子育て支援事業計画	
①	男女がともに子育てを担う意識を高める 広報・啓発活動の推進	継続	夫婦で子育てを行う必要性や、子育てを楽しんでいる男性のロールモデル等について広く周知し、男性の意識が変わるきっかけづくりに努めます
②	子育てに関する情報の提供	継続	多様な媒体を活用して、子育てに関する情報を提供します

施策の方向(2)		男女がともに担う介護の意識づくり	
所管部局		広聴・市民生活課、高齢者支援課	
関連計画		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	
①	男女がともに介護を担う意識を高める広報・啓発活動の推進	継続	介護や予防に関する講座等を開催するなど、介護への関心を高め、男女がともに介護に参画するきっかけづくりに努めます
②	介護に関する情報の提供	継続	多様な媒体を活用して、介護に関する情報を提供します



○子育てガイドブック



○パパブック



○介護保険利用ガイド

【施策2 切れ目のないDV対策の推進】

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女が平等でお互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりをすすめる男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであると考えられます。

特に、近年はSNSなどの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これらを利用した交際相手からの暴力は一層多様化している状況です。

また、配偶者等からの暴力は、人目に触れることの少ない家庭内で起きることが多く被害が深刻化しやすくなるとともに、被害者のみならずその子どもの未来にも悪影響を与えると指摘されています。

女性に対する暴力を根絶するためには、その行為が重大な人権侵害であるとの意識を社会全体に浸透させることが重要であると考えられます。

このため、平成25年公布の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の内容を踏まえ、30代以下の若年層にDVについての現状や法律等について広く啓発をするとともに、相談窓口や支援制度の周知を関係機関と連携することで社会的気運の醸成を図り、根絶するための取り組みをより一層強化し適切な対応に努めます。

なお、本項目は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」と位置づけ、本市における男女共同参画社会の実現に向け、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護や支援に関する基本的な考え方及び施策の方向性を示します。

基本的な考え方

- (1) 配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、配偶者等からの暴力を容認しない社会づくり、男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶に向け啓発を推進していきます
- (2) 配偶者等からの暴力被害の早期発見や相談体制の充実を図ります
- (3) 被害者の安全確保を図るため、被害者と子どもの適切な保護に努めます
- (4) 被害者の意思を尊重し、自立に向け総合的に支援します
- (5) 被害者が安心して支援を受けることができるよう関係機関等との連携協力に努め、切れ目のない対策を推進します

➤施策の方向

- (1) DVの未然防止対策の推進
- (2) 被害者に対する支援体制の充実
- (3) 連携・協働による推進体制の充実

＜実施施策事業＞

施策の方向(1)		DVの未然防止対策の推進	
所管部局		広聴・市民生活課	
①	女性に対する暴力を容認しない社会的気運の醸成	継続	「女性に対する暴力をなくす運動(※)」における周知、市ホームページ、啓発パンフレットなど、多様な機会と媒体を活用し、DVの現状や保護命令制度等について広く意識啓発に努めます
②	若年層に対する取り組み	拡充	男女の対等なパートナーシップや暴力を伴わない人間関係の構築に向け、パンフレットの配布や講座の開催等を通じ、予防啓発を行います



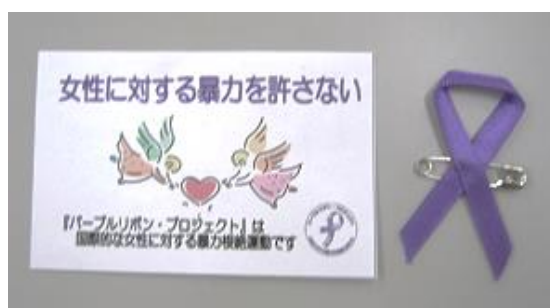
○デートDV 防止パンフレット

※女性に対する暴力をなくす運動：毎年11月12日から女性に対する暴力撤廃国際日である11月25日までの2週間に設定している

地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携、協力の下、社会の意識啓発など、女性に対する暴力の問題に関する取り組みを一層強化する

施策の方向(2)		被害者に対する支援体制の充実	
所管部局		市民課、広聴・市民生活課、国民健康保険課、こども家庭課、学校教育課	
①	相談体制の充実	拡充	相談窓口を設置し相談の環境整備を行うとともに、複雑化、多様化する被害者の状況に応じ、関係機関と連携し、総合的な相談体制の充実に努めます また、相談窓口を記載したカード等を、市内公共施設や商業施設等に設置するなど、様々な機会を通じて周知を行います
②	被害者の適切な保護	継続	緊急保護を必要とする被害者を発見した際には、北海道立女性相談支援センターや民間シェルター等の関係機関と連携し、被害者の安全確保を最優先に考えた適切な対応を行い、被害者の子どもについても必要な配慮を図ります
③	被害者の自立支援	継続	被害者の意思を尊重しながら、就業や生活保護、子どもの就学等への情報提供について、関係部局との連携を図り必要な支援に努めます また、住民基本台帳情報が閲覧制限の対象となっている被害者の個人情報適切に扱われるよう、関係部局と連携し厳重に情報管理を行います

施策の方向(3)		連携・協働による推進体制の充実	
所管部局		広聴・市民生活課、こども相談センター	
①	関係機関等との連携	継続	関係機関と共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携を図ります



○パープルリボン



○オレンジリボン